

日本の労働運動全體に於ける、一箇の指導精神の分野と其衝突とも相聯繫するものであるし、同時に評議會一派の宣傳によつて誤解も亦多い様であるから、小倉工場争議の顛末を、大略述べる必要があると信するのである。

九州小倉工場は、従業労働者約五百名であるが、同工場には、日本労働組合評議會系に屬する九州鐵工組合の組合員が多少存在して居たのであるが、製綱労働組合が國幣交渉権を得て、深川、川崎、横濱各支部が確立され、小倉工場にも宣傳を開始し、松岡労働顧問渡歐を機として發會式を擧げんとするの計畫ありと知るや、これを防害せんとし、突如として要求を提出し、直ちに罷業を取行したのである。これ四月一日のことである。

此罷業は、少數組合員の意志に依つてのみ行はんとするのであるから、そこに大いなる無理があるのは當然である。而して五百名の組合員中二百八十名は是に参加することを拒絶したのである。参加を拒絶せる従業労働者は、待遇改善の問題は、東京製綱の各工場共通のもの多きが故に、全国的に協定する必要があることは言を得たる處であるので、製綱労働組合に加入して

全国的團體交渉を行ふことが最も有利なることを自覺し、小倉支部を組織するに至つたのである。茲に於いてか、評議會系の九州諸團體は、九州無産團體協議會なる名稱を濫稱濫用して盛んに總同盟の攻撃を開始し、罷業團の崩れんとする形勢にヤツキとなり、陰險にて惡辣なる政策を弄して、幹部の中傷を行ひ製綱労働組合小倉支部の切崩しを行つたのであるけれども、社會輿論の大勢は彼等を支持せず、罷業労働者も此罷業の無意義なるを覺るもの續々現れて遂に四月五日、左の條件を以つて復業せざるを得なくなつたのである。

- 一、要求條項十五ヶ條全部撤回ス
- 一、會社ハ職工拾二名ヲ解雇ス

- 一、會社ハ解雇手當二千二百圓ト外五百圓ヲ支給ス

然るに、九州鐵工組合幹部は、罷業従業員に對しては、十五ヶ條の要求條項中、六ヶ條を貫徹し、殘餘の條項は本年六月迄に實施する言質を得たりと報告し、眞の解決條件には全く言を觸れなかつたのである。

かくして就業後、誤解を避ける爲會社が、解決條件を發表するや、罷業従業員の間にも動搖起